



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………一

……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………

告示（公）

○銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分についての公開の聴聞……………三

……………（警察署協議会委員の委嘱）……………三

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………四

告示

●東京都告示第千五百七十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十九日

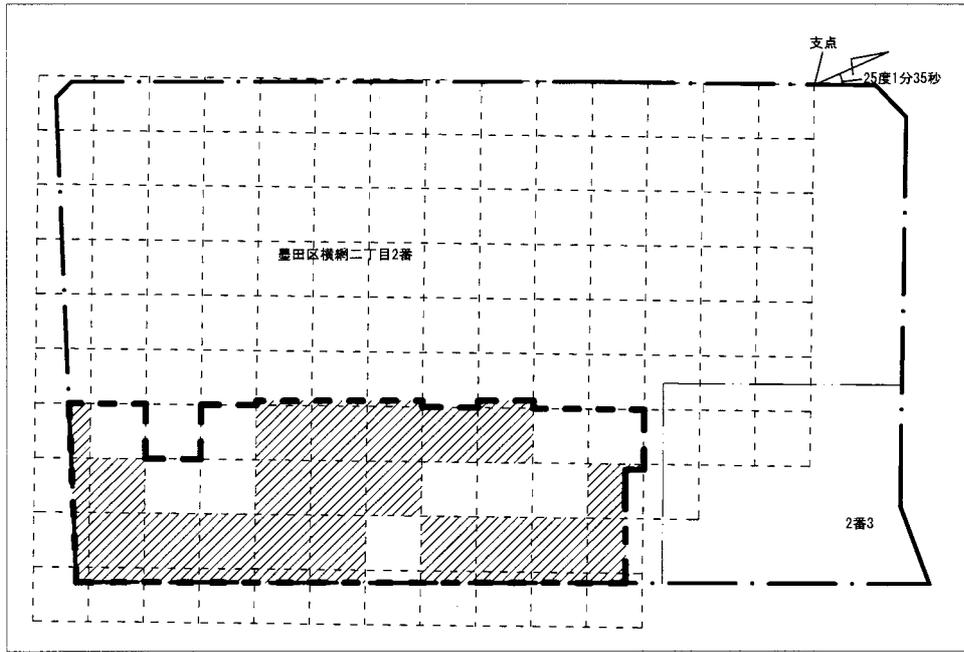
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区横網二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



[凡例]

	敷地境界
	筆境界
	今回調査対象範囲
	単位区画
	形質変更時要届出区域

【支点】  
 支点の位置は X=-33240.476, Y=-3539.876 とする。  
 ※本座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、  
 世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（25度1分35秒）】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び  
 南北方向に引いた線並びにこれらと平行して  
 10m間隔で引いた線により構成されている格子を、  
 支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百七十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

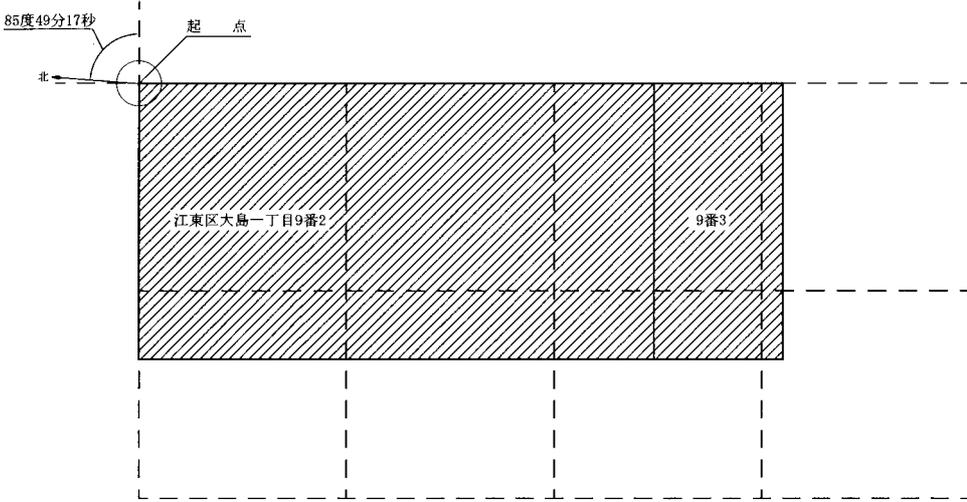
平成三十年十一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区大島一  
 丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
 九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準  
 に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合  
 物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物  
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
 害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化  
 合物

別 図



【凡例】

- - - : 単位区画
- : 敷地境界
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、江東区大島一丁目9番2の最北端とする。

【格子の回転角度（85度49分17秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第388号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び法第12条第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

平成30年11月19日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 日時

平成30年11月27日（火曜日） 午前9時30分開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の住所及び氏名

町田市鶴川六丁目9番地3 4の508

喜多 義則

●東京都公安委員会告示第389号

警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により、平成30年11月9日、警察署協議会委員を次のおり委嘱した。

平成30年11月19日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

警察署協議会名	氏名
警視庁東京湾岸警察署協議会	渡邊 妙子
警視庁東京空港警察署協議会	高橋 歩
警視庁北沢警察署協議会	玉利 久江
警視庁府中警察署協議会	古垣 親伸
警視庁石神井警察署協議会	國分 昭夫

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十一月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成三十年十一月十九日

- 一 店舗名 東京都知事 小池 百合子
- 二 店舗所在地 府中市宮町一丁目五十番地
- 三 設置者名 くるるの管理組合店舗部会 管理者

会長 濱中 重美

- 四 設置者住所 府中市幸町一丁目三十四番地の五
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 日本トイザラス株式会社ほか二十七名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 日本トイザラス株式会社ほか二十四名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 日本トイザラス株式会社ほか八名
- 八 変更前の小売業者の住所 大田区平和島六丁目一番一号（トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社）ほか
- 九 変更後の小売業者の住所 中央区築地五丁目六番四号（トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社）ほか
- 十 変更前の小売業者の代表者名 田崎 學（日本トイザラス株式会社）ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 デイスター・ハーベル（日本トイザラス株式会社）ほか
- 十二 変更日 平成三十年五月一日ほか
- 十三 届出日 平成三十年十月十八日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十五 縦覧期間 平成三十年十一月十九日から平成三十一年三月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 郵便番号 163-8001  
 定価 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 （郵送料を含む。）

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号 113-0001

